

車両の更新に伴う移動等円滑化基準適用除外の申請について

千郷地区及び東郷地区コミュニティバスで更新を予定している車両について、移動円滑化基準第 43 条の規定に基づき適用除外認定を受けるため、協議を行います。

1 移動円滑化基準適用除外について

高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法、平成 18 年法律第 91 号）では、車両の新規導入の際には低床や車いすを利用した乗車ができることなどの移動等円滑化基準（以下「バリアフリー基準」という。）の適合した車両の導入を義務付けています。

しかし、道路や地形上の問題等により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、公共交通会議の協議を整え運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

2 適用除外認定を受ける路線

Sバス 西部線 北部線

3 路線の運行事業者

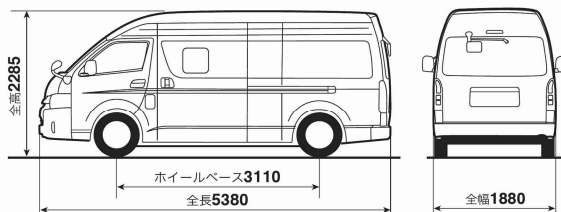
豊鉄タクシー株式会社

4 適用除外認定を受ける車両の概要

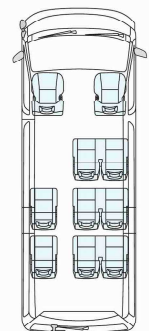
車種・型式	トヨタ ハイエースワゴン グランドキャビン				
導入車両数	2 両				
所有者	豊鉄タクシー株式会社（リース契約によるもの）				
使用者	豊鉄タクシー株式会社				
定員（旅客定員）	10 名（9 人）				
排気量	2,700CC	駆動方式		2WD	
車両サイズ	長さ	幅	高さ	車両総重量	最小回転半径
	5,380mm	1,880mm	2,285mm	2,590kg	6.1m
導入路線	Sバス西部線、北部線				
運行開始予定時期	令和 5 年 11 月上旬				



導入車両イメージ
※外観は、西部線・北部線それぞれで個別のラッピング舗装を実施



導入車両の図面
外観（上図）、内観（右図）



5 認定により適用を除外するバリアフリー基準の条項及び内容

第37条第2項第2号：乗降口のスロープ

第39条：車いすスペース

第40条第1項：通路の幅

第40条第2項：通路の手すりの間隔

第41条：運行情報提供装備

6 スケジュール（予定）

令和5年9月初旬 バリアフリー基準適用除外申請

令和5年10月中旬 納車

令和5年11月初旬 運行開始

7 車いす等への対応と本市の移動支援施策

Sバス西部線・北部線の約4年間における車いすの利用実績が無かったことを踏まえ、車いすに対応する改造はしないものとします。今回の適用除外により、利用が困難となる車いす利用者については、本市の福祉施策である、障害者福祉タクシー料金助成、障害者福祉有償運送料金助成などにより、車いす対応利用者の移動手段の確保を図ることとします。